

2019 年 5 月 31 日

受益者の皆様へ

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「G S 日本株・プラス（円コース）」信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「G S 日本株・プラス（円コース）」（以下「本ファンド」といいます。）は 2006 年 6 月 14 日の設定以来、約 13 年にわたり、日本株投資を通じて信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ってまいりました。しかしながら、2019 年 4 月 26 日現在の受益権総口数は約 4 億口（純資産総額約 3 億 7000 万円）にまで減少し、信託約款に定められた信託契約の解約の基準である 30 億口を下回る状況が長期にわたり継続しております。弊社といたしましては、今後の長期にわたる効率的な運用をご提供するに十分な資産規模の維持に困難を来していること、運営コストの負担等が相対的に大きいことなど総合的な観点から、現在の状況においては、本ファンドの運用を終了し、運用資産を受益者へお返しすることが受益者の利益に資するとの判断をいたしました。

つきましては、本ファンドに関し 2019 年 8 月 9 日をもって信託の終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。償還金は信託終了（繰上償還）日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。

この信託終了にご異議のある受益者の方は、2019 年 7 月 5 日までに下記の方法により、弊社に書面にてお申し出くださいますようお願いいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了に係る異議申立の手続きおよび日程について

①新聞公告（日経新聞朝刊）	2019 年 5 月 31 日（金）
②異議申立期間	2019 年 5 月 31 日（金）から 2019 年 7 月 5 日（金）まで
③信託終了予定日	2019 年 8 月 9 日（金）

公告日である 2019 年 5 月 31 日（金）現在の受益者の方（2019 年 5 月 30 日（木）までに購入のお申込みをされた方を含みます。）は、異議申立期間中に、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に対し、書面により、信託終了に関する異議を申し立てることができます。

異議申立期間中に異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかった場合は、予定通り 2019 年 8 月 9 日（金）をもって信託を終了いたします。

また、かかる合計口数が公告日現在における本ファンドの信託約款に係る受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、信託は終了いたしません。この場合、信託終了を行わない旨を異議申立期間終了後、速やかに日本経済新聞にて公告し、お知らせいたします。

なお、2019 年 5 月 31 日（金）以降に購入のお申込みをされ、取得された受益権につきましては上記の異議を申し立てる権利はございませんのでご了承ください。

2. 異議申立の方法について

本ファンドの信託終了についてご異議のある受益者の方は、下記宛に封書等の書面にて以下の内容をご記入、ご捺印のうえ、**2019 年 7 月 5 日（金）**までにご送付ください。なお、異議申立は 2019 年 7 月 5 日（金）弊社到着分までを有効とさせていただきますのでご了承ください。また、信託終了にご同意いただける場合は、特別な手続きは必要ございません。

①宛先

〒106-6146 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ郵便局 私書箱 44
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
「G S 日本株・プラス（円コース）」
信託終了に関する異議受付窓口 ファンド顧客サービス部 宛

②ご記入いただく内容

- ① 異議申立ての日時（異議申立書の発信日）
- ② 販売会社にご登録のお客様の住所（郵便番号）、お名前（署名・捺印）
- ③ ご連絡先電話番号
- ④ ファンド名「G S 日本株・プラス（円コース）」
- ⑤ 受益権を保有している販売会社、口座所属店名、投資信託口座番号
- ⑥ 受益権口数（2019 年 5 月 31 日現在）
（ご不明な場合はお取扱い販売会社の窓口までお問い合わせください。）
- ⑦ 信託を終了することについて反対する旨（例：「上記ファンドについて、信託終了に異議を申し立てます。」）

- ※ 異議申立てをされた受益者の受益権口数の確認のため、販売会社に対して口数等の確認を行います。
- ※ 異議申立てをされた受益者につきましては、販売会社と委託会社（弊社）との間で当該受益者に関する情報を共有することにご同意いただいたものとします。
- ※ 口座所属店名や投資信託口座番号が未記入の場合や、お名前およびご住所が販売会社に登録されているものと異なる場合等、上記の記入内容に不備等がある場合には、異議申立が無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、記入内容に不備等がある場合には、弊社または販売会社から確認のご連絡を差し上げることがありますのでご了承ください。その際、必要がある場合には本人確認書類等をご提出いただくことがあります。

3. 異議申立てをされた受益者の買取請求手続きについて

異議申立てをされた受益者の受益権の合計口数が、公告日現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えず、本ファンドの信託終了が行われる場合には、異議申立てをされた受益者は、以下の手続きにより、自己に帰属する本ファンドの受益権について、信託財産による買取を請求することができます。

異議申立てをされた受益者が必ず買取請求をしなければならないものではございません。異議申立受付期間中・買取請求受付期間中を含む信託期間中において、本ファンドの換金のお申込みを受付けております。

2019年8月9日に信託を終了する場合、ご換金のお申込みは2019年8月2日までとなります。償還日まで本ファンドを保有される際は、償還金は原則として信託終了日の翌営業日（2019年8月13日）から販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。なお、買取請求を行った受益権については、換金のお申込みを行うことはできなくなりますのでご注意ください。

[買取請求の手続き]

異議申立てをされた受益者の皆様には、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社より、「信託終了（繰上償還）に係る買取請求受付開始のお知らせ」を別途郵送にてご案内いたします。

買取請求は、信託終了に対し異議申立てをされた受益者が、法令に基づいて受託銀行に対して行うものであり、販売会社に対して行うものではありません。販売会社と受託銀行それぞれにご提出いただく書類にかかる送付費用は、お客様の負担となりますのでご注意ください。

① 買取請求受付期間：2019年7月12日（金）から2019年7月31日（水）まで

② 買取請求必要書類のご記入

③ 買取請求必要書類のご提出（送付費用お客様負担）

④ 受託銀行での買取請求必要書類の受理

買取請求にあたっては、受託銀行が法定書類を作成するために必要となる受益者のマイナンバー（個人番号）および本人確認書類等のコピーのご提出が必要となります。

⑤ 本ファンドの信託財産による買取の実行

買取価額は、原則として受託銀行が買取請求必要書類を受理した日の基準価額とします。なお、個人の受益者は買取による譲渡益に、法人の受益者は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。

税法が改正された場合には、上記の取り扱いが変更になることがあります。

⑥ 受託銀行からご指定の金融機関口座への買取代金のお振込（振込手数料お客様負担）

買取代金につきましては、お客様にご指定いただく金融機関口座に受託銀行よりお振り込みいたします。あわせて、受託銀行より買取計算書を買取請求書にご記入いただいたご住所へ郵送させていただきます。なお、振込手数料および「買取計算書」送付費用はお客様負担として、買取代金から差し引かれます。また、上記のような諸般の手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金よりも日数を要する可能性があります。

なお、本状に関しましてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

「信託終了（繰上償還）についてのお問い合わせ専用窓口」 **0120-331-376**

（2019年5月31日～2019年8月9日の（月）～（金） 午前9時より午後5時まで。祝祭日を除きます。）

以上